

仙南地域広域行政事務組合告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を下記のとおり私人に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

仙南地域広域行政事務組合
理事長 滝口 茂



委託した歳入の収納の事務	歳入の収納の事務の委託を受けた者	委託する期間
七ヶ宿斎苑使用料収納事務	三重県四日市市朝日町1番4号 イージス・グループ有限責任事業組合 職務執行者 斎藤孝宏	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
あぶくま斎苑使用料収納事務	三重県四日市市朝日町1番4号 イージス・グループ有限責任事業組合 職務執行者 斎藤孝宏	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
川崎斎苑使用料収納事務	三重県四日市市朝日町1番4号 イージス・グループ有限責任事業組合 職務執行者 斎藤孝宏	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで